

令和7年度

木材利用課関係予算概算要求の概要

令和6年8月

林野庁

目次

○ 森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策	2
I 林業・木材産業循環成長対策	3
1 木質バイオマス利用促進施設整備	
2 木造公共建築物等の整備	
II 木材需要の創出・輸出力強化対策	6
1 非住宅建築物等木材利用促進事業	
2 木質バイオマス利用環境整備事業	
3 木材製品輸出拡大実行戦略推進事業	
4 「クリーンウッド」実施支援事業	
5 ウッド・チェンジ拡大促進支援事業	
○ 花粉の少ない森林への転換促進総合対策	12
スギ材の需要拡大	
花粉症対策木材の利用拡大に向けた機運の醸成	
○ 持続可能な木材サプライチェーン構築・展開支援事業	14
○ 国際熱帯木材機関本部事務局設置経費	15
【参考】	
○ 品目団体輸出力強化支援事業	16
○ 大規模輸出産地モデル形成等支援事業	17

森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策

【令和7年度予算概算要求額 15,606,127（14,397,655）千円】

<対策のポイント>

カーボンニュートラルの実現に向け、森林の循環利用を促進する観点から、川上から川下までの森林・林業・木材産業政策を総合的に推進します。

<政策目標>

国産材の供給・利用量の増加（35百万m³ [令和4年] → 42百万m³ [令和12年まで]）

<事業の全体像>

1. 森林の集約化モデル地域実証事業

・循環利用に取り組む林業経営体へ森林の集積・集約化を進めるための、地域の森林の将来像の作成・共有、境界確定、関係者間でのデジタル森林情報の共有等を支援

2. 林業・木材産業循環成長対策

・路網の整備・機能強化、搬出間伐の実施、再造林の低コスト化、高性能林業機械の導入とともに、木材加工流通施設、木質バイオマス利用促進施設、特用林産振興施設の整備、公共建築物等の木造・木質化等を支援

3. 林業デジタル・イノベーション総合対策

・林業機械の自動化・遠隔操作化技術や森林内の通信技術・木質系新素材の開発・実証、先進技術を活用する技術者の育成、デジタル林業戦略拠点の構築等を支援

4. 建築用木材供給・利用強化対策

・木造中層建築物に係る設計や木質耐火部材・JAS構造材の技術開発、製材やCLT等を用いた建築物の低コスト化に向けた技術開発や設計・建築実証、木造建築物の設計者・施工者の育成等を支援

5. 木材需要の創出・輸出力強化対策

・地域協議会への木材利用の専門家派遣、木製家具・木工品等の輸出促進の取組、木質バイオマスを活用した「地域内エコシステム」の展開、きのこと菌床を家畜の敷料等に活用する林畜連携の取組等を支援

6. 森林・林業担い手育成総合対策

・「緑の雇用」事業による新規就業者への体系的な研修、林業大学校で学ぶ就業前の青年への給付金給付、林業経営体の労働安全対策等を支援

7. 林業・木材産業金融対策

・意欲と能力のある林業経営者が行う機械導入・施設整備に対する融資の円滑化を支援

8. 森林・山村地域活性化振興対策

・「半林半X」を含む里山林の整備・活用に取り組む組織の確保・育成、活動の実践による山村地域活性化を支援

森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策のうち
林業・木材産業循環成長対策【拡充】

【令和7年度予算概算要求額 7,138,423 (6,510,953) 千円】

<対策のポイント>
 林業・木材産業によるグリーン成長に向け、**林業の生産基盤の強化**や**再生林の低コスト化**を図るとともに、**木材需要の拡大及び木材需要に的確に対応できる安定的かつ持続可能な供給体制の構築**を支援します。

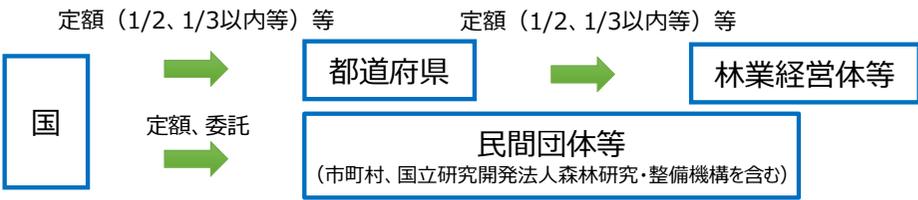
<事業目標>
 国産材の供給・利用量の増加（35百万m³ [令和4年] → 42百万m³ [令和12年まで]）

<事業の内容>

循環型林業の推進に向け、**搬出間伐の実施や路網の整備・機能強化、再生林の低コスト化等の取組を一体的に支援**するとともに、**高性能林業機械の導入、エリートツリー等の原種増産技術の開発や苗木の生産技術向上等の取組を支援**します。

また、**木材需要の拡大及び木材産業の基盤強化に資する、公共建築物等の木造・木質化、木材加工流通施設の整備等**を支援します。

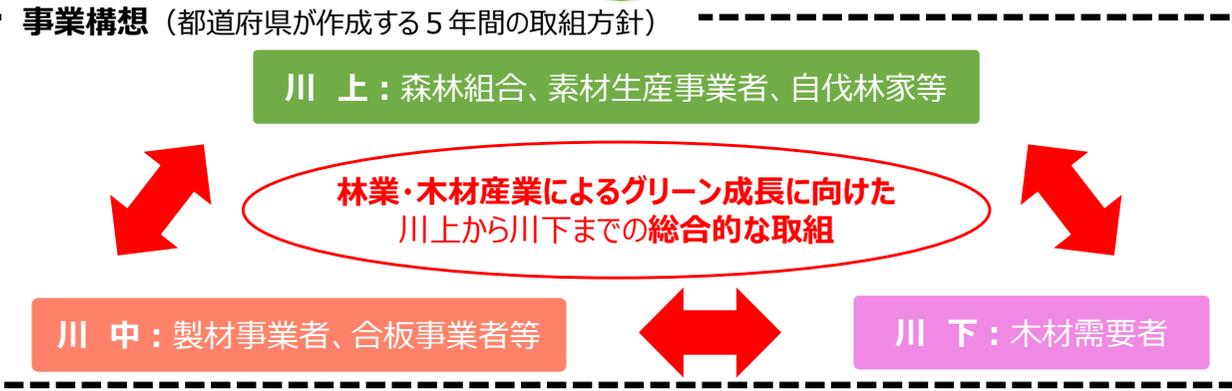
<事業の流れ>



※ 国有林においては、直轄で実施

<事業イメージ>

- 循環型資源基盤整備強化対策
 - ・間伐材生産 ・路網の整備・機能強化（復旧期限の延長） ・低コスト再生林対策
 - ・コンテナ苗生産基盤施設等の整備
- 優良種苗生産推進対策（ヒノキの着花特性調査の短期間化）
- 高性能林業機械の導入 ○森林整備地域活動支援対策 ○林業の多様な担い手の育成
- 山村地域の防災・減災対策
- 森林総合利用対策（森林活（もりかつ）による森林づくり支援等の促進） ○森林資源保全対策



- 木材需要拡大・木材産業基盤強化対策
 - ・木材加工流通施設等の整備（省人化や工場再編等への支援を強化）
 - ・木質バイオマス利用促進施設の整備（燃焼灰活用への支援を強化）
 - ・特用林産振興施設等の整備（耐震施設の整備等の支援を強化）
 - ・公共建築物等の木造・木質化（商業施設等の木質化への支援を追加）

木質バイオマス利用促進施設整備

【令和7年度予算概算要求額 7,138,423 (6,510,953) 千円の内数】

<対策のポイント>

未利用間伐材・林地残材等由来の燃料の収集・運搬の効率化に資する取組や、地域の関係者の連携の下、森林資源を熱利用や熱電併給により地域内で持続的に活用する「地域内エコシステム」をはじめとした地域一体的な木質バイオマスエネルギー利用体制の構築を重点的に支援します。

■ 未利用間伐材等活用機材整備

未利用間伐材・林地残材等由来の燃料の収集・運搬の効率化に資する取組は、補助率1/2（枝葉・短尺材を活用する取組は優先採択）

■ 木質バイオマス供給施設整備

未利用木質資源※¹の燃料製造・供給に向けた取組は、補助率1/3

ただし、「地域内エコシステム」の構築に資する取組である場合、又は、地域活用要件※²に合致するFIT・FIP発電所への供給を主な目的とし、かつ政府が推進する地域一体的な計画※³に基づく取組の場合には、補助率1/2

また、地域活用要件※²に合致しないFIT・FIP発電施設※⁴への供給を主な目的とし、かつ政府が推進する地域一体的な計画※³に基づく取組でない場合には、補助率15%

■ 木質バイオマスエネルギー利用施設整備

未利用木質資源※¹の熱利用や熱電併給に供することを目的とした取組は補助率1/3 ※⁵

ただし、「地域内エコシステム」の構築に資する取組、又は政府が推進する地域一体的な計画※³に基づく取組である場合には、補助率1/2

（燃焼灰を有効活用する取組は優先採択）

事業実施主体：

地方公共団体、民間事業者等

<事業の流れ>



※国で定めた配分基準で都道府県に配分。
都道府県はさらに事業主体へ配分。

◀補助対象▶

■ 未利用間伐材等活用機材整備

○ 未利用間伐材等の収集・運搬の効率化に資する機材の整備

- ・ 移動式チップパー
- ・ 林地残材収集運搬車 等



■ 木質バイオマス供給施設整備

○ 未利用木質資源をエネルギー等として活用するために必要な施設の整備

- ・ 木質燃料製造施設
- ・ 乾燥施設
- ・ 貯木場 等



■ 木質バイオマスエネルギー利用施設整備

○ 未利用木質資源を熱利用・熱電併給するために必要な施設の整備

- ・ 木質資源利用ボイラー
- ・ 熱利用配管
- ・ 燃料貯蔵庫 等



- ※1 地域の森林由来の木質バイオマスに相当するもの
- ※2 FIT制度の新規認定において求められる地域活用要件に相当するもの
- ※3 総務省の分散型エネルギーインフラプロジェクトのマスタープラン等に基づく取組である場合
- ※4 出力1万kW以上の発電施設への供給を主な目的とする場合は補助対象外
- ※5 FIT・FIPを活用する発電施設本体は補助対象外

木造公共建築物等の整備

【令和7年度予算概算要求額 7,138,423 (6,510,953) 千円の内数】

<対策のポイント>

脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（都市（まち）の木造化推進法）を踏まえ、同法に基づく木材利用方針の策定市町村において、地域材利用のモデルとなるような公共建築物等の木造化・内装木質化や商業施設等の内装木質化に対し支援します。

補助対象：①公共建築物等の木造化・内装木質化
②商業施設等の内装木質化（拡充）

補助率：定額（1 / 2 以内 等）

- ▶木造化：原則、建築工事費の15%以内
ただし、次に該当するものは1/2以内
- CLT等の強度又は耐火性に優れた建築用木材を構造耐力上主要な部分に活用する建築物
 - 耐火建築物又は三階建ての準耐火建築物
 - 角材を活用した壁柱や重ね梁を活用した建築物 等

▶内装木質化：木質化事業費の1/2以内
ただし、建築工事費の3.75%を超えないこと

※ 建築工事費とは建築物を新築する際の建築工事費全体。既存施設において木質化を行う場合は、当該施設と同様の施設を新築した場合の建築費を試算。

事業実施主体：地方公共団体、民間事業者等

- （①は、都市（まち）の木造化推進法に基づく協定締結者を優先的に支援）
- （②は、都市（まち）の木造化推進法に基づく協定締結した民間事業者等を対象）

<事業の流れ>



※国で定めた配分基準で都道府県に配分。
都道府県はさらに事業実施主体へ配分。

《①公共建築物等の対象施設例》

【教育・学習関係施設】

- ・文化交流センター
- ・保育園及び子育て支援施設
- ・学校附属施設
- ・体育館、武道場
- ・図書館
- ・児童館
- ・青年の家及び研修所
- ・文化財保存及び展示施設



【医療・社会福祉施設】

- ・病院・診療所
- ・高齢者福祉施設
- ・障害者支援施設

【観光・産業振興関係施設】

- ・観光案内施設
- ・ターミナル施設
(物販施設は対象外)



《②商業施設等の対象施設例》

- ・スーパーマーケット
- ・コンビニエンスストア
- ・ドラッグストア
- ・ホームセンター
- ・金融機関の店舗



①公共建築物等の木造化・内装木質化のポイント

木材利用の波及効果・展示効果の発揮

延べ1000人/年の利用者が見込まれる非営利目的の施設であり、延べ面積が300m²以上であること。

木造化：原則、地域材0.18m³/m²以上であること。

内装木質化：木質化面積が合計300m²以上かつ地域材50%以上であること。

合法性確認木材等の利用促進

「クリーンウッド法」に基づく「合法性確認木材」を使用すること。

JAS製材品使用の促進

木造化は、原則、構造耐力上主要な部分に用いる製材品について、「日本農林規格等に関する法律」の規定に基づき認定されたものを使用すること。

木造化における地域材の計画的な調達の推進

材工分離発注方式は、優先的に支援。

②商業施設等の内装木質化のポイント

木材利用の波及効果・展示効果の発揮

地域材が木質化面積の50%以上であること。

以下のいずれかを満たすこと。

- ✓ 対象施設の延べ面積が500m²以上かつ、木質化面積が合計500m²以上であること
- ✓ 利用者数が延べ5万人/年以上を見込めること

合法性確認木材等の利用促進

「クリーンウッド法」に基づく「合法性確認木材」を使用すること。

木材需要の創出・輸出力強化対策（拡充）

【令和7年度予算概算要求額 353,836（298,089）千円】

<対策のポイント>

非住宅建築物等における木材利用促進、木質バイオマスの利用環境整備、高付加価値木材製品の輸出の促進、木材利用の普及啓発の推進、特用林産物の競争力強化等による木材需要の拡大を支援するとともに、合法伐採木材等の流通及び利用の促進を図るための支援等を行います。

<事業目標>

国産材の供給・利用量の増加（35百万m³ [令和4年] → 42百万m³ [令和12年まで]）

<事業の内容>

- 1. 非住宅建築物等木材利用促進事業** 57,000千円
地域協議会等に対する専門家派遣等の技術的サポート、建築物木材利用促進協定締結企業等による取組や不動産業界向けの普及の取組等を支援します。
- 2. 木質バイオマス利用環境整備事業** 111,633千円
利用が低位な林地残材の活用を更に促進するための環境整備の取組を支援するとともに、「地域内エコシステム」の普及に向けた取組を支援します。
- 3. 木材製品輸出拡大実行戦略推進事業** 35,000千円
木製家具、木工品等の販売力強化のための協議会設立、協議会が実施する海外市場のマーケティング、プロモーション手法の制作・実践等を支援します。
- 4. 「クリーンウッド」実施支援事業** 52,848千円
事業者による合法性確認の取組の支援、専門委員会の設置、違法伐採関連情報等の提供を実施します。
- 5. ウッド・チェンジ拡大促進支援事業** 28,000千円
国産材需要の拡大に向けて、ウッド・チェンジを促進するため、日本の森林資源の循環利用に資する木材利用の意義への認知向上等、普及啓発を推進します。
- 6. 特用林産物の国際競争力強化・生産性向上対策事業** 69,355千円
おが粉や廃菌床の需給マッチングの仕組み（畜産分野とも連携）や、しいたけ原木の安定供給モデルの構築、輸出先国のニーズ等の情報収集等を支援します。

<事業イメージ>



<事業の流れ>



【お問い合わせ先】（1～5の事業）林野庁木材利用課（03-6744-2120）
（6の事業）経営課（03-3502-8059） **6**

非住宅建築物等木材利用促進事業

【令和7年度予算概算要求額 57,000(56,706)千円】

<対策のポイント>

非住宅建築物等における木材利用の促進に向けて、地域協議会等に対する**専門家派遣等の技術的サポート**等を支援するとともに、**地域における取組や協定締結企業等による取組を普及する取組**、**木造化による川上から川下の連携効果の見える化を支援するための仕組みの検討**、**不動産業界向けの普及の取組**等を支援します。

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 地域における非住宅木造建築物整備推進（拡充）

- ① 地域における非住宅建築物の木造化・木質化を推進するため、地域の企業や行政が参画する地域協議会^{注1}等に対する**専門家派遣等の技術的サポート**等を支援します。

注1 地域協議会：地域の商業関係団体、木材関係団体、設計者、施工者、木材コーディネーター、行政等により構成される協議会

- ② 地域における**取組や、建築物木材利用促進協定の締結企業等による取組**等を効果的に普及する取組等を支援します。

- ③ **木造化による川上から川下の連携効果の見える化を目指す取組**を支援するための仕組みの検討等を支援します。

- ④ 都市における中高層建築物を強化するため、**建築主レベルでの木造化の意識を高めることを目的とした、不動産業界向けの普及の取組**を支援します。

主な支援対象

地域協議会等に対する**専門家派遣等の技術的サポート等**



地域における**取組や協定締結企業等による取組等を普及する取組等**



木造化による川上から川下の**連携効果の見える化を支援するための仕組みの検討等**



不動産業界向けの**普及の取組**



<事業の流れ>



非住宅建築物等における木材利用の拡大

【お問い合わせ先】 林野庁木材利用課 (03-6744-2120)

木質バイオマス利用環境整備事業

【令和7年度予算概算要求額 111,633(108,454)千円】

<対策のポイント>

木質バイオマス発電の燃料材不足等の課題に対応するため、**林地残材の利用促進のための環境整備の取組を支援**します。また、小規模な熱利用を主とする「**地域内エコシステム**」の普及のため、**モデル構築の取組や関連する技術開発などを支援**するとともに、エコシステムの更なる普及に向け、先行事例の情報提供、多様な関係者の交流促進及び人材育成等の機能を持つ**プラットフォーム（リビングラボ）**の構築を支援します。

<事業の内容>

1. 林地残材等利用環境整備事業（拡充）

- (1) 増加する燃料材需要へ対応するため、林地残材の利用促進に向けた、**効率的な収集・運搬作業システムの開発・実証**を支援します。
- (2) SAF（※）や木質由来飼料等に係る**木質バイオマスの需要量・動向等の調査**を支援します。
※持続可能な航空燃料（SAF：Sustainable Aviation Fuel）。

2. 「地域内エコシステム」展開支援事業

- (1) 「地域内エコシステム」モデル構築事業
 - ①「地域内エコシステム」のモデル構築に向けて、関係者による地域協議会の運営を支援します。**採算性向上に取り組む地域を優先的に支援**します。
 - ②燃料の品質向上等に係る**技術開発・改良**の取組を支援します。
- (2) 「地域内エコシステム」リビングラボ事業
 - ①「地域内エコシステム」の普及のための情報提供（※）、関係者の交流、計画作成支援等の機能を持つ**プラットフォーム（リビングラボ）**の構築を支援します。

3. 木質バイオマス利活用施設整備資金等利子助成事業

過去に整備された木質バイオマス利活用施設等への利子助成を引き続き行います。

<事業イメージ>

林地残材の利用促進に向けた環境整備



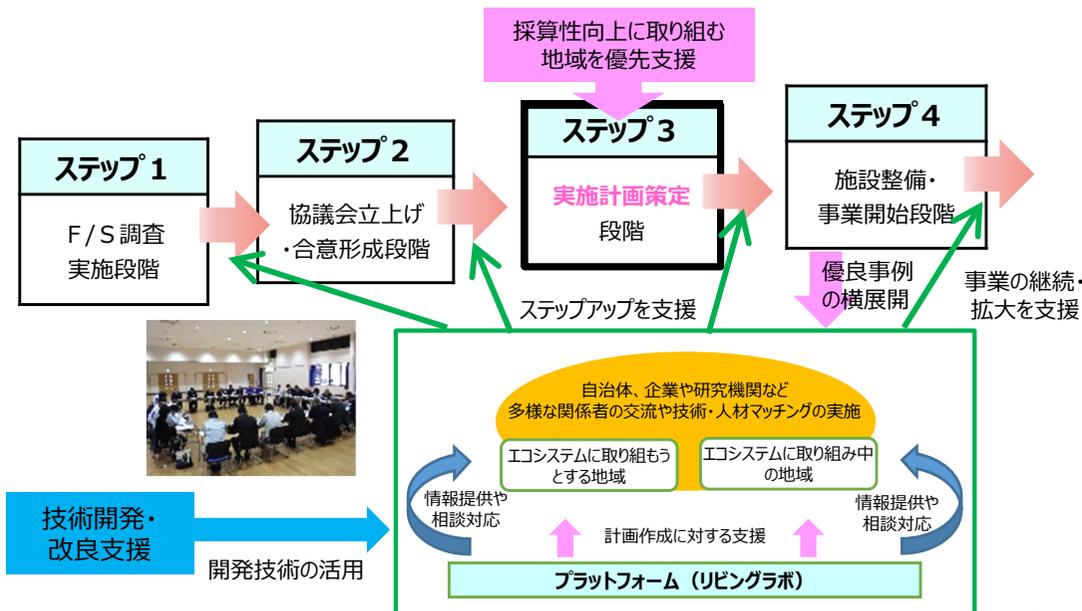
林地残材の効率的な収集・運搬システムの開発・実証



SAF等に係る需要量・動向等の調査

林地残材の利用促進

「地域内エコシステム」モデル構築とリビングラボによる展開支援



技術開発・改良支援

開発技術の活用

【お問い合わせ先】 林野庁木材利用課（03-6744-2297）

<事業の流れ>



木材製品輸出拡大実行戦略推進事業

【令和7年度予算概算要求額 35,000(20,839)千円】

<対策のポイント>

2030年の林産物輸出目標額1,660億円の達成に向け、クオリティの高い日本の木製家具・食器、木工品について、グローバル市場における販売力を高め業界全体の成長を後押しするため、**製造・デザイン・流通・マーケティング等事業者が連携した協議会の設立、協議会が実施する海外の市場ニーズ・商流等を把握するためのテストマーケティング、効果的なプロモーション手法の制作・実践・普及啓発、ビジネスマッチングサポート等の取組を支援**します。

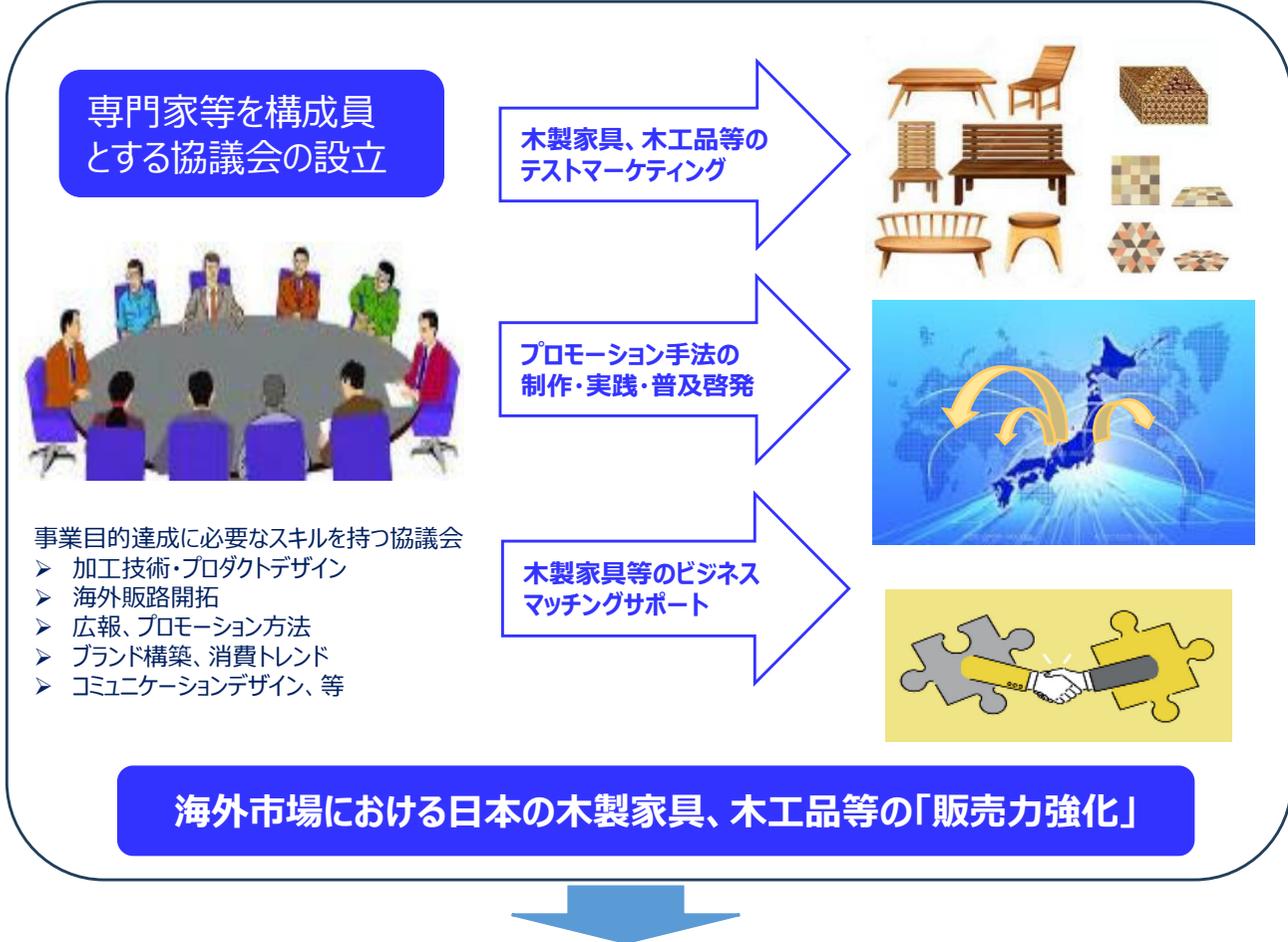
<事業の内容>

1. 木製家具等の販売力強化・輸出基盤の構築（新規）

製造・デザイン・流通・マーケティング等事業者が連携した協議会の設立、協議会が実施する主に欧州、北米地域の市場ニーズ等を把握するためのテストマーケティング、輸出促進プロモーション手法の制作・実践・普及啓発、ビジネスマッチングサポート等の取組を支援します。

- 協議会の設立・運営
- 海外の市場ニーズ・商流等把握のためのテストマーケティング
- プロモーション手法の制作・実践・関係者への普及啓発
- 木製家具、木工品等に特化したビジネスマッチングサポート

<事業イメージ>



- 事業目的達成に必要なスキルを持つ協議会
- 加工技術・プロダクトデザイン
 - 海外販路開拓
 - 広報、プロモーション方法
 - ブランド構築、消費トレンド
 - コミュニケーションデザイン、等

<事業の流れ>



「クリーンウッド」実施支援事業

【令和7年度予算概算要求額 52,848(52,848)千円】

<対策のポイント>

クリーンウッド法に基づき、合法伐採木材等の流通及び利用を促進し、事業者が取り扱う合法性確認木材の割合を向上させるため、**合法性確認の取組に対する支援や、第三者の専門委員会設置による実効性確保のほか、違法伐採関連リスクの情報提供**を実施します。

<事業の内容>

1. 事業者による合法性確認の取組に対する支援、普及啓発（拡充）

- 合法性確認の実施や体制整備、人材育成等に取り組む木材関連事業者、素材生産販売事業者に対する**研修等の実施**を支援します。
- 合法伐採木材等の流通促進に関する**業界団体等の関係者との意見交換会の開催、イベント出展等の普及啓発**を支援します。

2. 専門委員会の設置・運営

- 合法伐採木材等の流通促進に関する**専門委員会を設置し、第三者的な立場から政府へ助言**を行い、合法性確認の実効性の向上を図ります。

3. 違法伐採関連情報等の提供（拡充）

- 情報提供サイト「クリーンウッド・ナビ」を通じて、**リスク情報等に着目した国別・地域別の違法伐採関連情報の提供、外国語資料の作成及び国別情報の更新**を行います。

<事業イメージ>

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律(CW法)(平成29年5月施行)

- **国の責務【第4条】**
 - 必要な資金の確保
 - 国内外における木材の生産・流通の実態、木材流通に関する法令についての情報の収集・提供
 - 登録制度の周知
 - 登録木材関連事業者による優良な取組の公表、教育活動・広報活動等を通じた事業者・国民の理解の深化
- **事業者の責務【第5条】**
 - 合法伐採木材等を利用するよう努めなければならない。
- **指導及び助言【第7条】**
 - 主務大臣は、木材関連事業者に対し、合法伐採木材等の利用を確保するための措置について、必要な指導及び助言を行う。

CW法の一部を改正する法律(令和7年4月施行)

- 主な改正内容
 - 川上・水際の木材関連事業者による原材料情報の収集、合法性の確認、記録の作成・保存、情報伝達の義務【第6～8条】
 - 素材生産販売事業者による情報提供の応諾義務【第9条】
 - 一定規模以上の川上・水際の木材関連事業者への定期報告の義務【第12条】

合法性確認の取組支援【補助】



- 木材関連事業者に対する研修を実施
- 普及啓発を実施

専門委員会の設置・運営【委託】



- 第三者的な視点から合法性確認に係る政府への助言を実施

違法伐採関連情報等の提供【委託】

情報提供サイト「クリーンウッド・ナビ」



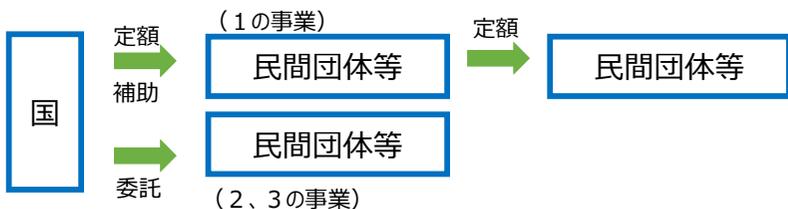
国別情報



- 登録事業者等 CW法関係情報を提供

- 各国の制度や違法伐採関連情報を調査・更新

<事業の流れ>



【お問い合わせ先】 林野庁木材利用課 (03-6744-2496)

ウッド・チェンジ拡大促進支援事業

【令和7年度予算概算要求額 28,000(28,000)千円】

<対策のポイント>

国産材需要の拡大に資する国民運動を展開するため、国民各層における、日本の森林資源の循環利用等に資する木材利用の意義への認知向上等、消費行動に確かに反映される普及啓発を推進することで、他資材への需要を木材の需要に転換する等のウッド・チェンジを促進します。

<事業の内容>

国民各層における、森林資源の循環利用に資する木材利用の意義等への認知向上を図り、ウッド・チェンジを促進するため、以下の取組を支援・推進します。

- (1) 優れた国産材製品や木造建築物等の展開
 - ① 優れた国産材製品を幅広い世代に発信・展開する広報
 - ② 地域関係者連携等による木製品の高付加価値化に繋がる取組
- (2) 国産材利用の意義に関する情報発信・木育の機会の充実
 - ① 身近な木材利用の普及・広報を促す取組
 - ② 子供世代向け木材利用意義の認知度向上
 - ③ 木育等学びの機会を充実させる活動の実践
 - ④ 木材利用促進月間における情報発信・普及啓発

<事業イメージ>

国産材需要の拡大に向けて、他資材への需要を木材の需要に転換する等のウッド・チェンジを促進する普及啓発



非住宅建築物の木造化の動きを全国的な動きに展開させ、国産材利用の価値を向上させる建築物等の展開を図るとともに、事業者や消費者の国産材の利用意義への理解を促し、国産材の意識的な選択につなげる。

企業活動や、暮らしにおけるウッド・チェンジを促進



国産材の需要を拡大し 森林資源の循環利用を促進

<事業の流れ>



【お問い合わせ先】 林野庁木材利用課 (03-6744-2298)

花粉の少ない森林への転換促進総合対策（新規）

【令和7年度予算概算要求額 3,372,067（-）千円】

<対策のポイント>

花粉の少ない森林への転換促進に向け、スギ人工林の伐採・植替え等の加速化やスギ材の需要拡大、花粉の少ない苗木の生産拡大、林業の生産性向上及び労働力の確保、スギ花粉の飛散量の予測・飛散防止等の対策を推進します。

<政策目標>

スギ花粉の発生量の削減（令和2年度比 約2割削減 [令和15年度まで]、5割削減 [令和35年度まで]）

<事業の内容>

1. スギ人工林の伐採・植替え等の加速化

スギ人工林伐採重点区域における、伐採・植替えに寄与する路網整備や伐採・植替えの一貫作業、森林所有者への働きかけ支援による意欲ある林業経営体への**森林の集約化**や、**花粉発生源対策に係る普及啓発等**を支援します。

2. スギ材の需要拡大

住宅分野におけるスギ材製品の利用促進、**集成材工場や保管施設等の整備**、**需要拡大に向けた機運の醸成**を支援します。

3. 花粉の少ない苗木の生産拡大

官民を挙げた花粉の少ない苗木の増産体制の整備、**スギの未熟種子から苗木を大量に増産する技術の開発**、**花粉の少ない苗木の広域流通**を支援します。

4. 林業の生産性向上及び労働力の確保

意欲ある木材加工業者等に対する**高性能林業機械の導入**、**農業や建設業など他産業との連携等**を支援します。

5. 花粉飛散量の予測・飛散防止

花粉飛散予測に資する**スギ雄花の花芽調査等**への支援や**航空レーザー計測**による森林資源情報の高度化を実施するとともに、森林現場における**スギ花粉の飛散防止剤の実証試験・環境影響調査**を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

1. 発生源対策

スギ人工林の伐採・植替え等の加速化

- ・スギ人工林伐採重点区域において
- 伐採・植替えの一貫作業と路網整備を推進
- 意欲ある林業経営体への**森林の集約化**の促進
- ・花粉発生源対策に係る普及啓発



<路網の整備>



<植替え>

スギ材需要の拡大

- ・住宅分野における**スギ材製品の利用促進**
- ・**集成材工場、保管施設等の整備**
- ・**需要拡大に向けた機運の醸成**



<スギJAS集成材>

花粉の少ない苗木の生産拡大

- ・森林研究・整備機構における**原種増産施設**の管理
- ・都道府県における**採種園・採徳園**の整備
- ・民間事業者による**コンテナ苗増産施設**の整備
- ・スギの未熟種子から**苗木を大量増産する技術の開発**
- ・苗木の生産量が多い産地から少ない地域への**供給の促進**



<原種増産施設>



<閉鎖型採種園>

林業の生産性向上及び労働力の確保

- ・意欲ある木材加工業者等に対する**高性能林業機械**の導入
- ・農業・建設業等の**他産業、他地域との連携**の推進

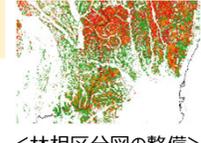


<高性能林業機械>

2. 飛散対策

スギ花粉飛散量の予測

- ・**スギ雄花の着花状況の調査等**の実施
- ・花粉飛散予測の高度化に向けた**航空レーザー計測・解析**を推進



<林相区分図の整備>

スギ花粉の飛散防止

- ・森林現場で**スギ花粉の飛散防止剤の実証試験・環境影響調査**を支援



<花粉飛散防止剤により枯死した雄花>

【お問い合わせ先】 林野庁森林利用課 (03-3501-3845)

<対策のポイント>

「伐って使って植えて育てる」循環利用の加速化に向けた川下の需要拡大のため、横架材のスギ材への置換えに資する集成材工場等の整備、住宅分野におけるスギ材製品の利用促進、スギ材の活用に向けた技術開発、建築物へのスギ材利用の機運の醸成を促進する取組等を支援します。

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 花粉症対策木材活用加工流通施設等の整備

スギ材の利用拡大に向け、集成材等の製品を効率的かつ安定的に生産・供給できる木材加工流通施設における加工機械の導入等を支援します。また、スギ材の増産等による需給緩和に備え、ストック機能強化のための製品保管倉庫や原木ストックヤードの整備等を支援します。

2. 花粉症対策木材利用促進

住宅分野でのスギ材の需要を拡大するため、中小工務店等におけるスギ材製品の利用の促進を支援します。

3. 花粉症対策木材の活用に向けた技術開発

地震災害の発生や改正建築基準法令を踏まえた、高耐力な住宅での活用を含め、スギ材の利用拡大に向けた製品の開発や製造の低コスト化、設計や建築に係る技術開発等の取組に対して支援します。

4. 花粉症対策木材の利用拡大に向けた機運の醸成

スギ材を活用した建築物の木造・木質化等を促進するイベントの開催やSNSを活用した情報発信など、機運の醸成を図る取組を支援します。

川中におけるスギ材製品供給

花粉症対策木材活用加工流通施設等の整備



スギ材を一定量活用する木材加工流通施設等

・木材加工機械等の導入支援



・製品保管倉庫や原木ストックヤードの整備支援



スギ材を活用した製品の効率的・安定的な供給



異樹種集成材



LVL



平角材

川下におけるスギ材利用

花粉症対策木材利用促進



住宅分野

スギJAS
構造材
等



スギ材製品の利用促進を支援

花粉症対策木材の活用に向けた技術開発



スギ材の利用拡大に向けた技術開発を支援

花粉症対策木材の利用拡大に向けた機運の醸成



スギ材利用の機運醸成を図る取組を支援

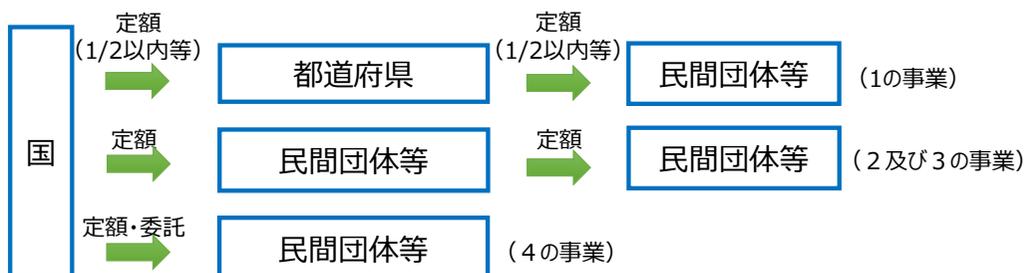
スギ材の需要拡大による発生源対策の計画的な推進

【お問い合わせ先】

（1～3の事業）林野庁木材産業課（03-6744-2293）

（4の事業）林野庁木材利用課（03-6744-2298）

<事業の流れ>



<対策のポイント>

熱帯林の保全と脱炭素社会の実現に貢献するため、**国際熱帯木材機関（ITTO）を通じ**、地球規模課題と地域ニーズを最適化する「**持続可能な森林経営**」の実践及び「**持続可能な木材利用**」の推進体制の構築を支援します。これにより、食料生産等森林以外の土地利用と調和しつつ、**森林の持続性を確保**します。

<事業目標>

ITTO加盟国のうちの10か国以上において、合法で持続可能な木材サプライチェーンの構築に関連する具体的な取組（能力開発、制度改善、評価制度の導入等）を実施。

<事業の内容>

1. 背景・課題

- ① 森林は二酸化炭素を吸収し、木材は炭素を固定することから、「**持続可能な森林経営(SFM)**」及び「**持続可能な木材利用(SWU)**」は、カーボンニュートラル（ネット・ゼロ）の実現に大きく寄与します。
- ② 他方、重要な熱帯林資源を持つ**南米やアフリカ**においては、農地拡大等による**森林以外の土地利用への転用による森林減少**が進行しています。また、生物多様性保全の世界目標である「**昆明・モントリオール生物多様性枠組**」との調和が望まれます。
- ③ これに対し、ITTOは、これまでの熱帯林における知見を活かし、食料生産等と調和した収益性の高い森林経営の導入や木材利用促進を担う人材の育成等、**持続可能な木材サプライチェーンを構築**することが可能です。

2. 事業の内容

- ① **我が国の経験を活用した「持続可能な木材利用」の展開支援**
46（40）百万円
 G7会合等で、新たに「**持続可能な木材利用**」の重要性が**確認**されたことを受け、アジア・太平洋地域における**木材利用拡大プロジェクト**の展開等を支援します。
- ② **地球規模課題と地域ニーズへの対応を最適化する持続可能な熱帯林経営の実践**
39（35）百万円
 南米・アフリカ等を対象に、**熱帯林の生物多様性の保全や食料生産と調和した持続可能な熱帯林経営とその利用**を支援します。

<事業イメージ>

持続可能な森林経営（SFM）

- ・持続可能な森林経営は、**生物多様性の保全や持続可能な木材利用に不可欠**。
- ・特に、南米・アフリカ等の熱帯地域においては、**地域のニーズを考慮した**、合法で持続可能なサプライチェーンの構築が必要。

持続可能な木材利用（SWU）

- ・我が国が議長国を務めた2023年G7において、**SFMに加え、新たに確認・発信**。
- ・我が国の官民連携によるSWU推進の取組の経験をもとに、主に輸出に依存してきた熱帯木材生産国を対象に、**木材利用推進を支援**。

我が国が議長国を務めた2023年G7での成果を受け、SFMとSWUをつなぐ「持続可能なサプライチェーンの構築」により、熱帯林の保全とカーボンニュートラルを実現



- ✓ 熱帯林を擁するグローバルサウス諸国における、地域ニーズを踏まえたSFMの確立
- ✓ SFM及びSWUの実践により、気候変動の緩和や熱帯林の生物多様性の保全等の国際目標の達成を支援
- ✓ SWUの展開により、森林資源を循環的に利用し、カーボンニュートラルを実現

食料生産等と調和しつつ、SFMとSWUを通じて、森林の持続性を確保

<事業の流れ>



【お問い合わせ先】 (1) 輸出・国際局新興地域グループ (03-3502-5913)
 (2) 林野庁木材利用課 (03-3502-8063)

<対策のポイント>

熱帯林の持続可能な経営の促進と熱帯木材貿易の発展を図るため、「国際熱帯木材協定」に基づき設置された**国際熱帯木材機関（ITTO）の活動を支援**します。

<事業目標>

気候変動問題等地球的規模の課題への適切な対応を目指します。

<事業の内容>

<事業イメージ>

本部事務局設置経費の拠出を通じてITTOの活動を支援

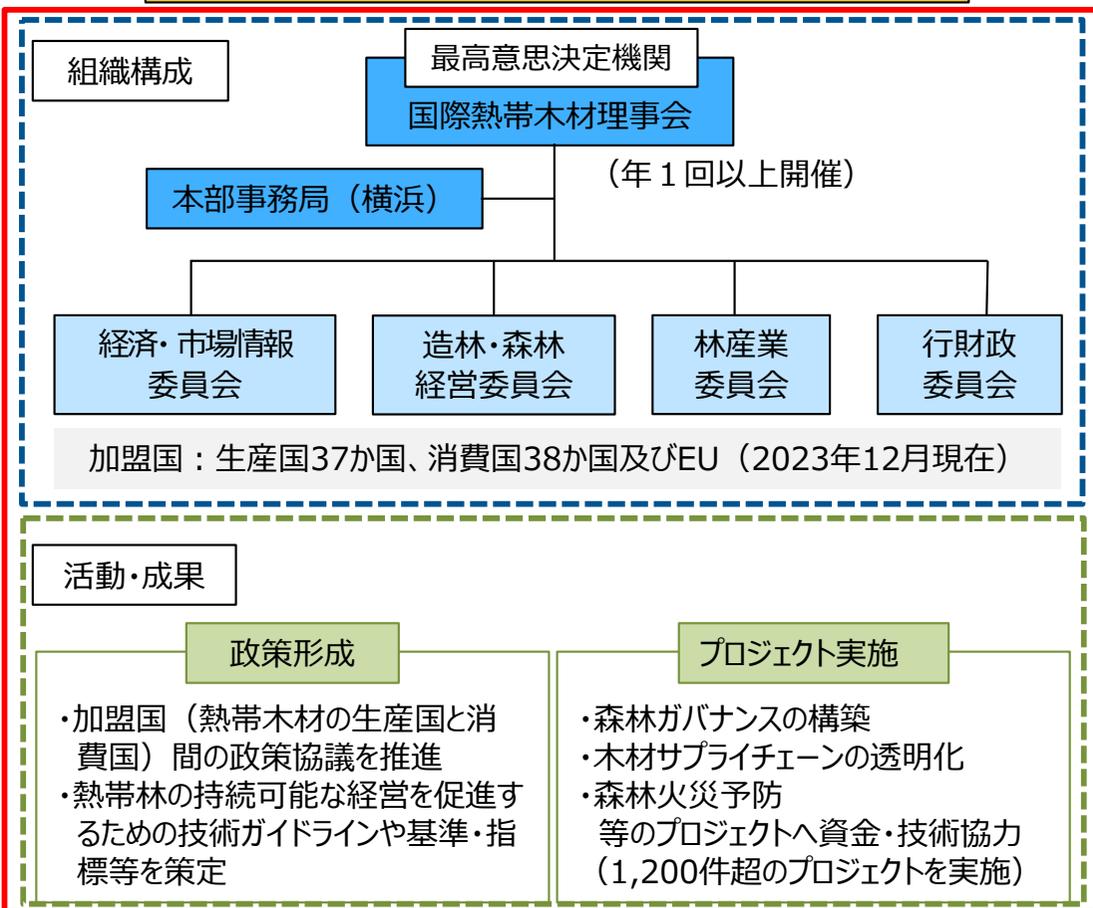
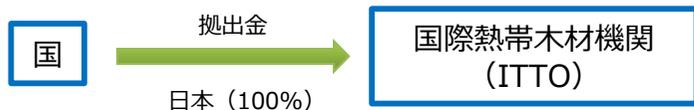
1. 背景・課題

- ① 国際熱帯木材機関（ITTO）は、1986年に、「**国際熱帯木材協定**」に基づき、熱帯林の持続可能な経営の促進と熱帯木材貿易の発展を図ることを目的として**設立された国際機関**です。本部は、**横浜市**に所在します。
- ② 地球規模での熱帯林の保全の必要性が国際的に指摘されている中、ITTOが持続可能な熱帯林経営の促進に向けて果たす役割は極めて重要です。

2. 事業の内容

我が国は、ITTOのホスト国として、熱帯林の保全に積極的に取り組む姿勢を示すため、ITTOと日本政府が締結した「**日本国政府と国際熱帯木材機関との間の本部協定**」（1988年）に基づき、ITTOの**本部事務局設置経費**を拠出します。

<事業の流れ>



【お問い合わせ先】 (1) 輸出・国際局新興地域グループ (03-3502-5913)
 (2) 林野庁木材利用課 (03-3502-8063)

マーケットイン輸出ビジネス拡大支援事業のうち
品目団体輸出力強化支援事業

【令和7年度予算概算要求額 920（847）百万円】

<対策のポイント>
 改正輸出促進法に基づき認定された農林水産物・食品輸出促進団体（いわゆる品目団体）等が行う業界全体の輸出力強化に向けた取組を支援します。

<事業目標>
 農林水産物・食品の輸出額の拡大（2兆円 [2025年まで]、5兆円 [2030年まで]）

<事業の内容>

輸出重点品目（牛肉、コメ、りんご、ぶどう、茶、かんしょ、製材、ぶり、ホタテ貝等）について、改正輸出促進法に基づき認定された品目団体等*が、品目ごとに生産から販売までの業界関係者を取りまとめオールジャパンで行う、輸出力の強化に向けた取組を、以下のメニューにより支援します。

※認定された団体及び認定に向け取り組む団体

<支援メニュー>

- ① 輸出ターゲット国・地域の市場・規制調査
- ② 海外におけるジャパンブランドの確立
- ③ 業界関係者共通の輸出に関する課題解決に向けた実証等
- ④ 海外における販路開拓活動
- ⑤ 輸出促進のための規格の策定等
- ⑥ 国内事業者の水平連携に向けた体制整備
- ⑦ 輸出手続きや商談等の専門家による支援
- ⑧ 新規輸出先国・地域の開拓に向けた調査及び輸送試験
- ⑨ 任意のチェックオフ制度導入に向けた体制整備
- ⑩ JETROやJFOODOとの連携強化推進【8千万円】

<事業の流れ>



<事業イメージ>

- ①-例 ・マーケティングを行う現地エージェントを活用したコメ等市場調査
 ・牛肉の非日系等への商流開拓に向けた流通実態等の調査
- ②-例 ・手数料の徴収による自己財源の確保も可能な、錦鯉の品質や価値を証明する電子生産証明書システムの開発
 ・青果物等の産地リレー出荷による小売店での長期棚確保実証
- ③-例 ・米国への構造材輸出のためのスギ・ヒノキ製材の性能検証
 ・フランスの学校給食への日本式カレーの導入促進のためのレシピ等の提供や調理実習等の実施
- ④-例 ・バイヤー等向け教育セミナーの開催、品目専門見本市への出展等
 ・商談の多様化に向けた真珠のオンライン入札システムの開発
- ⑤-例 ・輸送資材や温度管理、洗浄方法等、相手国等ニーズへの対応（品質保持等）に必要な規格やマニュアル等の策定
 ・構成員による実装に必要な認証取得への支援
- ⑥-例 ・旬の青果物を活用したスイーツによる外食店での長期間フェアを可能とする産地リレー出荷のための出荷時期や数量等の調整
- ⑦-例 ・市場や規制、手続き等に精通する専門家による相談対応
- ⑧-例 ・ぶり等の品質保持や輸送効率化等のための輸送実証
- ⑨-例 ・任意チェックオフ導入に向けた諸外国の事例調査や国内関係者を集めた検討会の開催、徴収体制の構築、徴収事務等
- ⑩-例 ・JETROやJFOODOとの連携による非日系の外食店等でのフェアの実施等（上記①～⑨の例のいずれにも対応）

リレー出荷によるスイーツ店での長期間フェア



<対策のポイント>

輸出産地の育成を通じて国内生産基盤の強化を図るため、**地域の関係者で組織する輸出推進体制の下**、海外の規制・ニーズに対応した**生産・流通体系への転換**を通じた**輸出産地のモデル形成等**を複数年にわたり総合的に支援します。

<事業目標>

- 農林水産物・食品の輸出額の拡大（2兆円〔2025年まで〕、5兆円〔2030年まで〕）

<事業の内容>

1. 大規模輸出産地モデル形成等支援

①地域の関係者による輸出に取り組む推進体制の組織化

都道府県やJA系統等が主導して輸出の課題に取り組むため、地域の関係者が参画する輸出推進体制の組織化や輸出支援プラットフォーム等との連携に係る取組を支援します。

②大規模輸出産地のモデル形成

①の推進体制の下、海外の規制・ニーズに対応した輸出向け生産への転換や、混載を前提とした集荷から船積みまでの流通体系の構築等に取り組む際の追加的なコストに対して輸出が本格化するまでの間支援するなど、**大規模輸出産地のモデル形成を支援**します。

※「フラッグシップ輸出産地」に認定された産地が更なる輸出拡大に向け新たな取組を行う場合は、補助上限額を引き上げて支援します。

※みどりの食料システム法に基づく特定区域における取組等については、事業採択時に優遇します。

2. 輸出産地形成事業計画実行等支援

輸出産地形成を具体的に進めるための事業効果の検証・改善など、輸出産地形成を進める取組を支援します（これまでに採択された取組の継続分に限る。）。

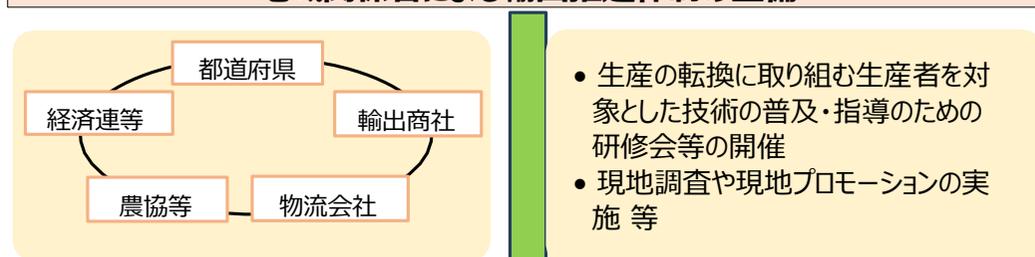
<事業の流れ>



<事業イメージ>

【大規模輸出産地モデル形成等支援】

地域関係者による輸出推進体制の整備



生産面や集荷・流通面の転換

（生産面の転換）

- ・輸出先国によって異なる検疫措置や残留農薬基準への対応
- ・大規模な有機農業への転換やコスト低減のための新品種導入
- ・耕作放棄地の活用や地域内生産者との連携による輸出用生産の拡大等



（集荷・流通面の転換）

- ・鮮度保持を確保した産地直送型集荷方法の確立
- ・混載を前提とした集荷・流通体系の構築等



大規模輸出産地のモデル形成

【お問い合わせ先】 輸出・国際局輸出支援課（03-6744-7172）